

令和3年5月6日

報道発表資料

## 公立保育所における給食費の二重徴収について

公立保育所における給食費を徴収する際、誤って二重に徴収したことが判明しましたので御報告いたします。

### 1 経過と原因

- ・令和3年4月19日（月）に、4月分給食費の納付書を送付した保護者のうち、口座振替手続きの申請があった方につきまして、5月分から引き落としを開始するためのデータ処理を行いました。
- ・4月30日（金）に、4月分給食費の納付書を送付した保護者から、4月分給食費が同日口座振替により引き落とされたと連絡がありました。原因を確認したところ、5月分から引き落としを開始するためのデータ処理については、4月20日以降にデータ処理を行うべきところを4月19日に処理したことにより、4月分給食費の引き落としデータに反映してしまったことが発覚し、対象者を調査した結果、複数の方について二重徴収していることが判明いたしました。

### 2 徴収金額及び対象者数

#### (1) 徴収金額

給食費：5,500円（児童1名につき）

#### (2) 納付書を送付し、かつ口座振替により引き落としをした児童数

47名（うち二重徴収を行った児童については現在確認中）

### 3 対応状況

本件対象の保護者の皆様には電話連絡によりお詫びし、納付書により支払っていない方は納付を行わないよう御案内するとともに、すでに納付をされた方は後日返還することをお伝えいたしました。

### 4 再発防止について

今回の件につきましては、担当職員が5月分給食費の引き落としデータ処理日を誤認していたことに起因するものであり、今後におきましては、作業スケジュールの管理を徹底してまいります。

川崎市こども未来局保育事業部 児川

電話：044-200-2685